

昭和五十九年七月二十日受領  
答弁 第二二二二号

内閣衆質一〇一第二二三号

昭和五十九年七月二十日

内閣総理大臣 中曾根 康弘

衆議院議長 福永 健司 殿

衆議院議員稲葉誠一君提出トマホーク実戦配備と非核三原則に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員稲葉誠一君提出トマホーク実戦配備と非核三原則に関する質問に対する

答弁書

一から三まで及び八について

非核三原則にいう「持たず」、「造らず」、「持ち込ませず」は、それぞれ重要な原則であり、非核三原則を堅持することは政府の一貫した政策である。政府としては、今後とも非核三原則を堅持する所存である。我が国のこの政策については、既に内外に周知徹底されているところであり、政府としてはこれを改めて法制化する必要はないと考えている。

四について

昭和五十九年二月に公表された米国防報告及び米軍事態勢報告においても通常弾頭搭載のものを含む艦艇配備トマホーク巡航ミサイルの配備計画等についての記述があるが、本年三月、

米国防省ホステットラー海軍少将は、米下院軍事委員会の分科委員会において、トマホーク巡航ミサイル計画について全体としてより詳細に言及している。同海軍少将は、配備時期との関連では、核弾頭搭載対地攻撃用のトマホークについては、従来から米政府が予定として明らかにしていたとおり本年六月から一部の艦艇に運用能力を付与する計画である旨説明したと承知している。

#### 五について

核兵器の我が国への持込みについては米国が事前協議を行うことは、安保条約及びその関連取極に基づく条約上の義務である。

米政府は、累次にわたり、米政府としては、安保条約及びその関連取極に基づく日本に対する義務を誠実に履行してきており、今後とも引き続き履行する旨確認している。

#### 六について

昭和五十八年一年間における米原子力潜水艦の本邦寄港回数は計二十五回である。

そのうち、トマホーク運用能力の付与が計画されているスタージョン級及びロスアンジェルス級に属する原子力潜水艦の寄港回数はそれぞれ十二回及び五回である。その具体的な艦名及びそれぞれの寄港回数は次のとおりである。

(一) スタージョン級

パファアー 一回 ドラム 一回

タニー 三回 アスプロ 二回

ホークビル 二回 クイーンフィッシュ 一回

ガーナード 二回

(二) ロスアンジェルス級

オマハ 一回 サンフランシスコ 二回

ロスアンジェルス

一回

インディアナポリス

一回

七について

昭和五十八年には、F-16の三沢配備、エンタープライズの寄港等北西太平洋地域において予定される米軍の活動との関連で核持込みへの懸念が国会等で表明されていたことにかんがみ、同年三月十七日、安倍外務大臣は、日本政府としてこのような懸念を将来に向かつて一掃するため、マンسفールド駐日米大使を招致して核持込みについての事前協議制度の確認を行っている。

その際、外務大臣は、政府としては非核三原則を引き続き堅持する旨述べ、政府が国会における答弁を含め多くの場において、米国政府が事前協議の枠組の中で核兵器の持込みにつき許可を求めてきた場合には、政府としては非核三原則に従って対処することを明確にしてきた旨を明らかにした。

これに対し、マンズフィールド大使は、米国政府は核兵器に反対する日本国民の特別の感情を十分理解している旨答えた。また、同大使は外務大臣に対し、核の存否につき肯定も否定もしないというのが米国の一貫した政策であることを指摘すると同時に、累次にわたって明らかにされた米国政府の見解に言及しつつ、米国政府としては、安保条約及びその関連取極に基づく日本に対する義務を誠実に履行してきており、今後とも引き続き履行する旨保証した。

#### 九について

核の惨禍が二度と繰り返されるようなことがあつてはならず、政府としては、この目的に資するためあらゆる実効ある措置が講ぜられるべきであると考えているが、単に核兵器を使用しないとの約束については、核兵器の削減といった具体的軍縮措置のない限り、実効性を確保し得ず、このような実効性を欠いた約束をすることは国際的な安全保障上問題があるとの基本的立場をとつてきており、このような実効性を欠いた条約の締結を主張する考えはない。

右答弁する。